



塩竈市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例（平成24年塩竈市条例第37号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり災害危険区域を指定する。

なお、指定した区域の位置を示した災害危険区域図は、塩竈市震災復興推進局復興推進課及び建設部定住促進課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

塩竈市長 佐藤 昭



次表に掲げる浦戸寒風沢及び浦戸桂島の一部の区域

指定区域		
大字名	小字名	地番
浦戸寒風沢	寒沢	1-1、1-3、2-1
	湊	1、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、 2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、 2-14、3、5、6-1、6-2、7、8、 9-1、11-1、11-2、12-1、12-2、 12-3、13、14、15、16、19、20、 21、22、23、24-1、24-2、25-1、 25-2、25-3、25-4、26、27、28、 30、31、32、33、34、35、36、37、 39、40、41、42、43、44、45、 46-1、46-2、48、49-1、49-2、 49-3、52、54、57、60、61、 63-1、64、65、66、67、68、69、 70、71、72、73、74-2、76、 77-1、77-2、78-1、78-2
浦戸桂島	鬼ヶ浜	28-2、31、45、46、47-1、47-2、 47-3
	台	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、3、 4-1、4-3、5、7-1、7-2、9、10、 11、12、60、61-2

指定区域		
浦戸桂島	庵寺	1、2-1、4、6、7-1、7-2、7-3、 7-4、8-1、8-2、9、10、12、 13-2、15、16、18-1、18-2、 19-1、19-2、20-1、51-1、 52-3、52-4、52-5、53、54、55、 56、57、58、59-1、59-2、60-1、 60-2、62、63-1、63-2、64、 65-1、65-2、66-1、66-2、 67、70-3
	神手洗	10、12、13-1、13-2、15、16、 18-2、19
	菖蒲	1、2、4-2、4-3、5、6、7、8、9、 25-2
	飛地	1-1、1-2、1-3、2、4、6、7-1、 7-2、7-3、7-4、8、9、10、11、 13、14、15、16、17、18、19、20、 21、22、23、23-1、24、25、26、 27、28、29-1、29-2、30、31、 32、33、34、35
	前田一	1、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、4、 5-1、5-2、5-3、6、7、8、9、10、 11、13、14、16、17、18、19、20、 21、22、23、25、26、28、29、30、 31
	前田二	1、2、3、4-1、4-2、4-3、4-4、 5-1、5-2、6、8、9、10、11、12、 15、16、18、19、20-1、20-2、 22、23、24、25、26、27、28、29、 30、31、32、33、35、36、37、38、 39、40、41、42、43、44、45、46、 47、48、49、50、51、52、54、55、 56、57、59、60、61、62、63、64、 65、66、68、69、70、71、72、73、 74、77、78、81、82、83、85、88、 89、90、91

備考 この表における土地の表示については、この告示が会った日後に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による処分により、土地の表示が変更されたときは、変更された土地の表示による。